

3 上位・関連・下位計画

図 関連計画一覧

No	計画名	策定年次	目標年次	県	上位	関連	下位
1	近畿圏近郊整備区域・都市開発区域建設計画	平成18年	平成22年	○			
2	中部圏都市整備区域・都市開発区域建設計画	平成18年	平成22年	○			
3	湖北圏域河川整備計画	平成28年9月	概ね20年後	○			
4	彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成28年度	平成32年度		○		
5	長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成28年度	平成32年度		○		
6	長浜市総合計画 基本構想	平成29年3月	平成38年度		○		
7	長浜市国土利用計画	平成25年3月	平成32年度		○		
8	長浜市人口ビジョン	平成27年6月	平成31年度			○	
9	長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年6月	平成31年度			○	
10	長浜市定住自立圏共生ビジョン（第二期）	平成28年3月	平成32年度			○	
11	長浜市農業活性化プラン	平成25年12月	平成35年度			○	
12	長浜農業振興地域整備計画	平成26年10月	—			○	
13	長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）	平成27年3月	平成36年度			○	
14	長浜市過疎地域自立促進計画	平成28年3月	平成32年度			○	
15	長浜市住生活基本計画	平成26年12月	平成32年度			○	
16	ながはま環境まちづくりプラン2 1	平成21年3月	平成30年度			○	
17	ゴールドプランながはま2 1（第6期）	平成27年3月	平成29年度			○	
18	長浜市みどりの基本計画	平成21年3月	平成32年			○	
19	長浜市道づくり計画	平成26年3月	平成45年			○	
20	長浜市下水道ビジョン	平成27年3月	平成40年度			○	
21	長浜市地域水道ビジョン	平成23年12月	平成33年度			○	
22	長浜市北部地域活性化計画	平成24年3月	平成28年度			○	
23	第2期長浜市中心市街地活性化基本計画	平成26年4月	平成31年3月			○	
24	長浜市歴史的風致維持向上計画	平成21年度	平成28年度			○	
25	長浜市景観まちづくり計画	平成20年3月	—			○	
26	長浜市産業振興ビジョン	平成24年6月	平成28年度			○	
27	長浜市空家等対策計画	平成28年4月	平成32年度			○	
28	湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針	平成26年2月	平成41年4月			○	
29	長浜市地域防災計画	平成27年6月	—			○	
30	長浜市耐震改修促進計画	平成28年3月	平成37年度			○	
31	長浜市都市計画道路の見直しに係る基本方針	平成28年3月	—				○
32	田村駅周辺整備基本構想	平成28年10月	—				○

No	都市づくりの目標					資料編 ページ
	目標① 地域の特性に 応じて誰もが 快適に暮らせ る環境の構築	目標② 安全・安心な 暮らしを支え る都市基盤の 整備	目標③ 健全な開発と 適切な土地利 用による都市 活力の向上	目標④ 地域資源を生 かした質の高 い都市・田園 空間の形成	目標⑤ 持続可能な 長浜ならではの まちづくり	
1	○	○	○	○	○	P32
2	○	○	○	○	○	P33
3		○				P34
4	○	○	○	○	○	P35
5	○	○	○	○	○	P37
6	○	○	○	○	○	P39
7	○	○	○	○	○	P41
8	○	○	○	○	○	P43
9	○	○	○	○	○	P43
10	○	○	○	○	○	P43
11			○	○		P45
12			○	○	○	P46
13				○	○	P47
14	○	○	○	○	○	P48
15	○	○		○		P49
16	○			○	○	P50
17	○	○			○	P51
18				○		P52
19	○	○			○	P55
20	○	○				P57
21	○	○				P58
22	○	○		○	○	P59
23	○				○	P60
24				○	○	P61
25				○	○	P62
26			○		○	P63
27	○	○				P64
28	○					P65
29		○				P66
30	○	○				P68
31	○	○		○	○	P68
32			○			P69

○：関連性のあるもの

(1) 近畿圏近郊整備区域・都市開発区域建設計画

琵琶湖東部区域都市開発区域建設計画	
策定年次	平成 18 年 7 月
目標年次	平成 22 年
計画対象区域	琵琶湖東部区域（長浜市を一部含む）
基本的な方向	本区域は、琵琶湖周辺地域における環境保全や地方定住の核となる生活空間の向上を図りつつ、文化、研究、レクリエーション等の諸機能を一層強化し、新しい産業の創出や活力ある県土基盤の整備、開発を総合的に先導する地域とする。
土地の利用に関する事項	<p>本区域においては近畿自動車道名古屋神戸線（第二名神高速道路）等の高速・広域交通基盤等の整備が行われる予定であり、交通利便性が一層向上するとともに拠点都市地域の整備等に伴い、さらなる都市地域の拡大、都市機能の集積が見込まれ、新たな定住や交流活動、企業進出に対応した土地利用が必要となる。</p> <p>今日では、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用に当たっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。</p> <p>特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、全体として土地利用転換の圧力が低下する傾向にある中で、土地利用の質的向上を一層積極的に図る。</p>

(2) 中部圏都市整備区域・都市開発区域建設計画

琵琶湖東北部区域都市開発区域建設計画	
策定年次	平成 18 年 7 月
目標年次	平成 22 年
土地の利用に関する事項	<p>本区域では、滋賀県立大学や長浜バイオ大学が開学されるなど、高等教育機関の充実も進み、今後も人口の穏やかな増加が続くものと考えられる。</p> <p>産業面では、既存の工業団地などの集積を活かすとともに、滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学等の学術研究機能との連携や広域交通基盤を活用した新しい産業立地が今後も期待されている。また、国道 8 号米原バイパスなど、「環びわ湖放射状ネットワーク」構想に基づく交通網の充実や、拠点都市地域の整備が行われる予定であり、都市地域の拡大と都市機能の集積が見込まれている。</p> <p>今後、都市化の進展や主要交通基盤の整備等を背景として、人口の増勢は鈍化するものの着実な人口の伸びが予想され、新たな定住や交流のための都市的土地利用への転換が見込まれる。</p> <p>今日、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用にあたっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。</p> <p>特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっており、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、土地利用の質的向上を一層積極的に図る。</p>

(3) 湖北圏域河川整備計画

湖北圏域河川整備計画	
策定年次	平成 28 年 9 月
目標年次	概ね 20 年後
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水による災害の発生の防止又は軽減 ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ・河川環境の整備と保全 ・琵琶湖の整備と保全
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p>河川整備の実施に関する事項</p> <p>【余呉川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間は、可能な限り現況河道を切り下げず、現況の低水路形状の確保に努めながら、河積の拡大（拡幅・引き堤）を行い、流下能力の確保に努めます。 <p>【大川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間は、可能な限り現況河床を切り下げず、みお筋を極力保全しながら、河積の拡大（掘削・引堤）を行います。 <p>【姉川・高時川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力が不足する区間について、低水路の拡幅、築堤等により河積の拡大を図ります。 <p>【天野川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力が不足する区間について、河道掘削等により河積の拡大を図るための調査検討を行い、関係住民等の意見を踏まえ、早期の整備実施を目指します。 <p>【長浜新川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに放水路を開削し、十一川の洪水をカットして琵琶湖に放流します。 <p>【田川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水安全度の向上を図るための調査検討を行い、関係住民等の意見を踏まえ、早期の整備実施を目指します。 <p><u>超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時における関係機関の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者、関係機関(防災部局・都市計画部局等)、関係市等 ○洪水時の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策 ○水防、避難体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・市のハザードマップ・防災マップの作成・公表に対する支援 ○水害に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の誘導、建築物の建て方の工夫、浸水時の交通規制、避難誘導等を検討 ○地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座などを実施し、本整備計画に基づく河川改修で、「全ての水害がなくなることはない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発 ○超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の浸食対策や浸透対策

(4) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
策定年次	平成 28 年度
目標年次	平成 32 年
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○都市機能の集約化を取り入れたまちづくり ○暮らしの“質”を重視したまちづくり ○多様な地域資源を活かしたまちづくり ○既成市街地の元気を育むまちづくり ○環境との良好な調和を図るまちづくり ○区域内でのバランスの良い発展を支えるまちづくり
区域区分の方針	<p>人口…都市計画区域内おおむね 189 千人、市街化区域内おおむね 143 千人</p> <p>産業規模…工業出荷額おおむね 12,661 億円、商品販売額おおむね 4,657 億円</p> <p>市街化区域の規模…おおむね 4,440ha</p>
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>土地利用に関する方針</u></p> <p>①業務地…今後とも現状施設立地地区を中心に配置し、その集積を増進させる。</p> <p>②商業地</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 中心商業地 JR長浜駅周辺の区域は、今後も再整備などの基盤整備と合わせた質の高い整備を促進し、本区域の中心商業地としての機能強化に努める。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 一般商業地 中心商業地周辺、南彦根駅周辺、主要幹線道路沿道および一般国道 8 号沿道等に、区域全体の交流が活発になるよう配置する。</p> <p>③工業地…環境保全に配慮しつつ、まちの活力を育む工業地の配置に努める。</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 既存工業地 交通施設・情報施設等の産業環境整備や滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学、聖泉大学等と産官が連携する体制の構築等に努め、原則として今後も工業地として維持するとともに、環境対策などを充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 新規に開発すべき工業地 既存の工業地域や市街化区域内の工業系空閑地との調整を図りつつ、環境への負荷を極力抑えることにも配慮し、計画的に配置する。</p> <p>④流通業務地…一般国道 8 号や一般国道 306 号などの幹線道路沿いには、トラック輸送を中心とした流通業務が集積していることから、今後もこのような幹線道路沿いは流通業務地として計画的に配置する。</p> <p>⑤住宅地…今後の世帯数の増加や生活様式の多様化に対応した、安全で質の高い適正規模の住宅地を市街化区域等に配置する。</p>

a) 既存市街地内の住宅地

歴史・文化資源を活用した良好な住環境の維持・改善、買い物等の日常生活の利便性への配慮、空き家の有効活用に努めつつ、公共施設を計画的に整備・改善を進め、地区計画等の活用を検討しながら、暮らしやすさが実感できる快適な住宅地の形成を図る。

b) 新規に開発すべき住宅地

既存住宅地と市街地内の住居系空閑地の活用を図りつつ、宅地需要に応えるため、環境への負荷を極力抑えることにも配慮し、地区計画制度を活用するなどして、より良好な生活環境の創出に努める。

都市施設の整備に関する方針

(1) 交通施設

- ・広域交通ネットワークの充実・強化
- ・バランスよい発展を支える道路網の形成
- ・ゆとりと潤いのある道路の整備
- ・利用しやすい公共交通体系の確立
- ・都市計画道路の見直し検討

(2) 下水道

- ・「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。

(3) 河川

- ・「淀川水系湖東圏域河川整備計画（平成 25 年度策定）」、「淀川水系東近江圏域河川整備計画（平成 22 年度策定）」、「淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画（策定中）」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。

市街地整備に関する方針

- ・地区計画制度を活用するなどして、計画的に土地区画整理事業などの市街地開発を推進し、暮らしやすさや個性・魅力が実感できるまちづくりに努める。

自然的環境の整備または保全に関する方針

- ・市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全する。
- ・自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。
- ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備に努める。

都市景観形成と保全に関する方針

- ・「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。

(5) 長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
策定年次	平成 28 年度
目標年次	平成 32 年
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進 ○地域的特性を活かした活力あるまちづくり ○自然環境と調和したまちづくり ○歴史・文化資源を活かしたまちづくり ○誰もが住み続けたいと思えるまちづくり
区域区分の方針	人口…都市計画区域内おおむね 48 千人
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>土地利用に関する方針</u></p> <p>①商業・業務地… J R 虎姫駅周辺および長浜市役所浅井支所周辺において、商業・業務地の配置を図る。長浜市役所湖北支所周辺、一般国道 8 号および一般国道 365 号沿道ならびに J R 木ノ本駅および高月駅周辺において、商業地の配置を検討する。</p> <p>②工業地…既存工業地では、原則として今後とも工業地として維持するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や産官学連携の体制構築等を進め、環境対策などを充実させることなどにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p>③住宅地…既成市街地や市街地周辺の農家住宅が点在する集落地区等について、湖や河川、農地、森林等の豊かな自然環境と調和した、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の配置を図り、住み続けたい人が住み続けられる住宅地の形成を図る。</p> <p><u>都市施設の整備に関する方針</u></p> <p>(1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通ネットワークの充実・強化 ・主要幹線道路につながる道路網の形成 ・暮らしやすい生活道路の整備 ・ゆとりと潤いのある道路網の整備 ・利用しやすい公共交通体系の確立 <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、農業集落排水施設の整備や

合併浄化槽等の設置など、各地域の実情を踏まえた整備を促進する。

(3) 河川

- ・治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。

市街地整備に関する方針

- ・活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。
- ・定住促進等のため、用途地域内空閑地や駅周辺などでの計画的な整備を検討する。
- ・北国街道、北国脇往還沿い等では、歴史的なまちなみなどの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。

自然的環境の整備または保全に関する方針

- ・北国街道、北国脇往還沿いの集落をはじめとする集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。
- ・自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。
- ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備に努める。

都市景観形成と保全に関する方針

- ・「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。

(6) 長浜市総合計画 基本構想

長浜市総合計画 基本構想	
計画期間	平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間
めざすまちの姿 (まちづくりの キャッチフレーズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが長浜の未来を思い描き、長浜で暮らす幸せを実感しながら生きることができる ・安全で安心な暮らしのなかで自信と誇りにあふれ、心豊かに満ち足りていて楽しいと実感できる ・ながはまで暮らし続けたい、長浜で暮らして良かったと思える ⇒新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜 (Challenge & Creation)
まちづくりの重点 テーマ	<p>○かがやく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無限の可能性を持った若者、知識・経験が豊富な高齢者等、他をリードしていける人材が必要 ・一人ひとりがこれまで培った経験をこれからのまちづくりに活かし、まちが一丸となって未来を担う次世代人材を育む ・郷土を愛し、柔軟な発想力と多様な価値観を持ちながら、次世代を想像・創造していけるような、人が“輝く”まちを目指す <p>○みなぎる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の自然・歴史・文化といった資源や独自の産業を生かして、独自の魅力や強みといった個性的な価値と大きな吸引力を持つ活性材料とする ・創意と工夫、そして豊富な地域資源により魅力的な地域基盤の獲得に向けて取り組み、他から選ばれるまち・働きたいまち・住んでみたい住み続けたいまちを目指すことで、人口の定着・地域活力の向上を図る ・地域に関わる様々な主体が連携・協力して資源や産業を磨きあげ、都市の魅力と競争力を高めることで、仕事があり活力が“みなぎる”まちを目指す <p>○つながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、市街地の空洞化、過疎化、財政の硬直化など、まちを取り巻く状況が困難を極めるなかで、都市基盤の適正化を図りながらも、一人ひとりが豊かな心で、安心して暮らしていける持続可能な環境づくりに取り組む ・複雑化するライフスタイルのなかで、それぞれが無理なく結びつき、コミュニケーションを図りながら、長浜の風土・文化のなかで自分らしく暮らしていくことができるよう取り組む ・予想される時代の変化に前もって対応し、暮らしのあり方・価値観を再構築しながら、一人ひとりが幸せを見つけ、日々の生活のなかで“つながる”まちを目指す
まちづくりの政策	<p>(1) 市民・自治 ～市民と共に創る～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関わる多くの主体の力を育むとともに、その力を活かした連携・協働を行いながら、官民一体となったまちづくりを進める <p>(2) 教育・文化 ～健やかで豊かな心が育つ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが、それぞれの個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となり、子どもの育成に努める ・生涯学習の機会の充実や文化、スポーツ活動の推進に取り組む

	<p>(3) 健康・福祉 ～いきいきと温かく生きる～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、医療・福祉体制の充実を図る ・次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して育てることができ、高齢者世代が生き生きと活躍できる環境づくり <p>(4) 産業・交流 ～まちの魅力が光り活力にあふれる～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済基盤の安定と振興に向けた取組を進める ・歴史・風土・文化に根ざした地域資源を保存し、生かして、地域への愛着や誇りを育みながら新たな魅力を形作るとともに、魅力を活かした交流で賑わう環境づくり <p>(5) 安心・安全 ～不安なく穏やかに暮らす～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・犯罪に強いまちづくり ・消防や救急体制の更なる充実を図り、誰もが安心して生活できる環境づくり <p>(6) 環境・都市 ～水と緑に包まれ住まう～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に向けた取組や生活を実践できる環境づくり ・それぞれのまちの活力を維持しながら、一人ひとりがつながりをもって生活できる環境づくり
<p>構想実現に向けた行政の取組 (都市マスに関連する部分を抜粋)</p>	<p>(3) コンパクトなまちづくりを図り、未来を拓く施策を展開します 人口減少・少子高齢化が進むなかで、市民ニーズや地域課題を的確に把握・分析し、本市の将来的な維持と発展につながる施策に対して、限られた経営資源を重点的、効果的に配分し、施策の選択と集中化を図ることで、誰もが安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。また、地域の自然や歴史、文化、人材など、多様な資源を生かした積極的な施策の展開を図ります。</p>

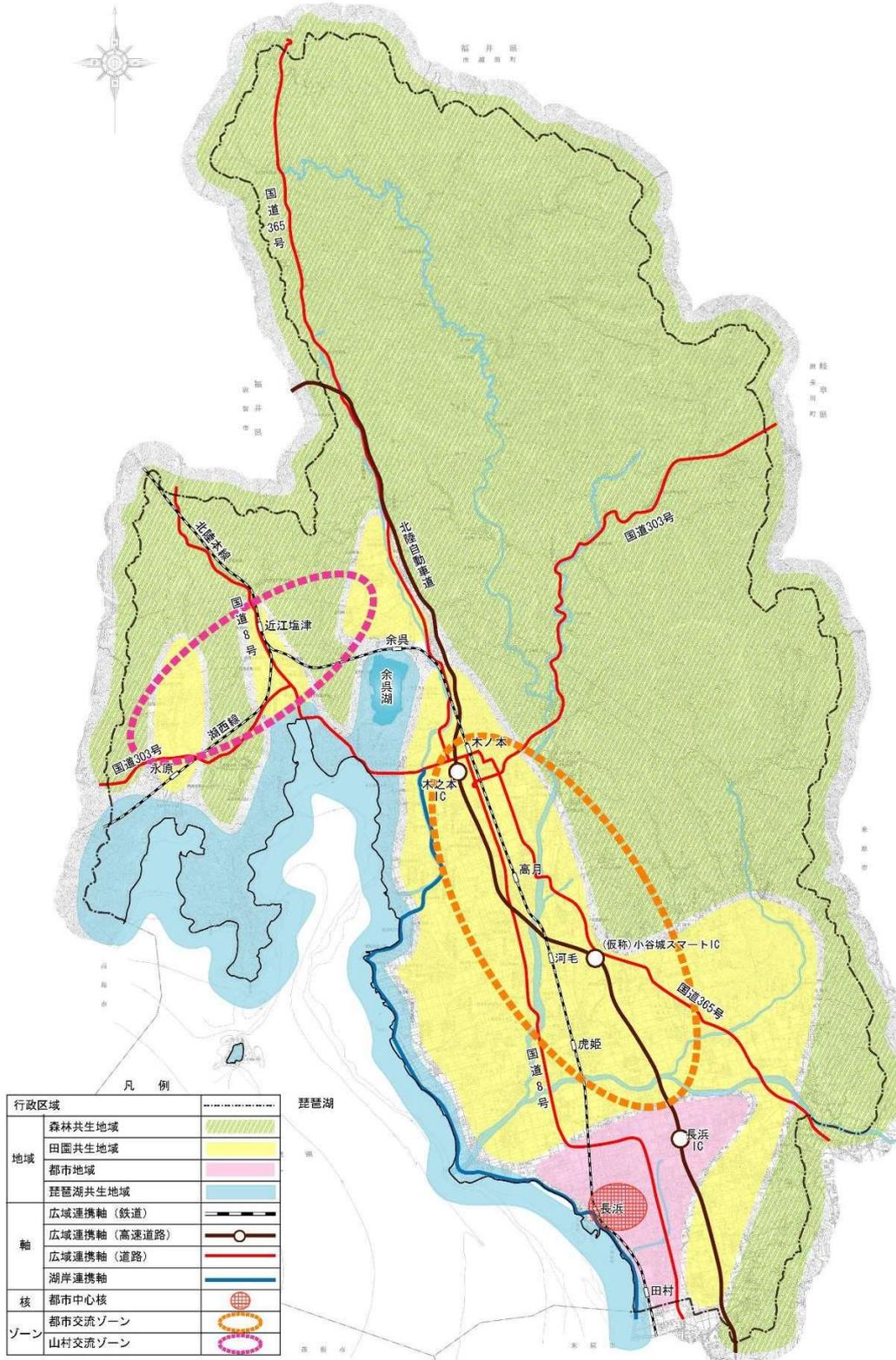
図 長浜市の将来都市構造



(7) 長浜市国土利用計画

長浜市国土利用計画			
基本理念	『公共の福祉を優先させることを前提に、自然や歴史・文化資源等の保全に留意し、健康で文化的な生活環境を確保することで、地域経済の持続可能な発展を図る』 長浜市基本構想に示された将来像の実現を、土地利用の視点から推進		
策定年次	平成 25 年 3 月		
目標年次	平成 32 年（基準年次：平成 22 年）		
想定人口	目標人口：125,000 人（平成 32 年）		
土地利用区分別規模の目標	農地が微減、住宅地と工業用地が微増するほかは、ほぼ現在の土地利用状況を維持		
地域別土地利用の方向	土地利用	都市地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 長浜駅周辺への住宅・商業・業務機能のさらなる集積によりにぎわいを向上 ・ 黒壁スクエアや北国街道は、歴史的街なみを活かしたまちづくりを推進 ・ 田村駅周辺は、教育機関や新産業の集積を活かし、今後も計画的にまちづくりを推進 ・ 企業誘致の適地について検討
		田園共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観や自然環境を保全 ・ 優良農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制 ・ 既存集落は、良好な生活環境を確保 ・ 都市地域の未利用地との調整を図り、田園共生区域内における企業誘致を検討 ・ 小谷城スマートインターチェンジ周辺は、本市の新たな玄関口として適切な土地利用
		琵琶湖共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖岸、余呉湖岸や竹生島等は、景観面や環境面に配慮しながら、憩いの場、交流の場として活用
		森林共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林を保全するとともに、交流の場として活用 ・ 既存集落は、自然と調和した良好な生活環境を確保
	連携軸	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市を南北に縦断する JR 北陸本線、北陸自動車道、国道 8・365 号及び本市北部を東西に通過している国道 303 号を広域連携軸に位置付け、隣接する県、市との連携を強化 ・ 小谷城スマートインターチェンジを新たな玄関口として、周辺の観光地等との連携を強化
		湖岸連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖岸道路を湖岸連携軸に位置付け、市内各地域の連携強化、及び観光道路としての機能を強化
	都市中心核及びゾーン	都市中心核	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地、商業業務施設、公共施設、観光施設、医療施設、教育施設、JR 長浜駅等が立地する中心市街地は、居住環境の向上、商業業務機能のさらなる集積により、都市中心核にふさわしい土地利用
		都市交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携軸を中心に産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさを向上 ・ 周辺の観光地との連携強化や、観光客との地域住民との交流促進により、地域を活性化
		山村交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖北部の余呉湖や奥琵琶湖周辺は、豊かな緑や水等の環境の向上や生活利便施設の整備促進により、住みやすさを向上

図 土地利用構想図



出典：長浜市国土利用計画

(8) 長浜市人口ビジョン

長浜市人口ビジョン	
策定年次	平成 27 年 6 月
目標年次	平成 31 年
目指すべき方向	出生率の向上により人口減少に歯止めをかけ、人口規模の安定と人口構造の若返りを図る 転出抑制と転入増加により、人口規模の確保を図る
長期的展望	国の長期ビジョンに示す目標人口を踏まえ、2060（H72）年に人口規模 100,000 人の維持及び人口構造の若返りを旨とする。
目標	(1) 合計特殊出生率の上昇 (2) 雇用の場の確保による青年層の人口流出抑制 (3) 子育て世代の転出抑制と転入促進

(9) 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
策定年次	平成 27 年 6 月
目標年次	平成 31 年
戦略の基本目標	①産業振興により「活力あるまち」を創造する ②地域資源を生かし「魅了するまち」を創造する ③子育て世代から「選ばれるまち」を創造する ④時代に合った都市をつくり、「安心して住み続けたいまち」を創造する
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「地産地消」型産業の振興 ・本市への企業進出や本社機能移転に対する積極的な支援 ・安心・安全・快適な都市空間の創造 ・交通インフラを生かした都市機能の集約・強化 ・学校施設等の統廃合リノベーションの推進 ・多機能型福祉・地域共生拠点づくりの推進

(10) 長浜市定住自立圏共生ビジョン（第二期）

長浜市定住自立圏共生ビジョン（第二期）	
策定年次	平成 28 年 3 月
目標年次	平成 32 年度
将来像	～協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜～
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>産業振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産官学連携によるバイオ産業を中心とした地域産業の創出や、地元企業の経営基盤強化に向けた支援制度の充実を図るとともに、積極的な企業誘致による雇用の場の創出に努める。 ・豊かな自然と歴史的、文化的資産を最大限に活用し、新たな観光拠

	<p>点の整備やネットワーク化、広域観光ルートの整備、着地型観光拠点の整備を進めることで、宿泊・滞在型観光の推進を図るとともに、地元産品の高付加価値化を進め、持続可能な農林水産業の振興を図る。</p> <p><u>防災体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全・安心な生活を確保するために、圏域の防災情報一元化を進めるなど、防災体制の充実を図る。 <p><u>ライフラインの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な水道水の安定的供給を目指し、地域水道ビジョンに基づき、上水道事業の統合を進めるとともに、上水道をはじめとした水道施設の整備や機能強化を図る。 <p><u>地域公共交通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関は、住民生活の利便性の向上や産業・観光振興などに欠かせないものであり、鉄道のダイヤ充実と路線バス等の持続可能な運行体系の構築を図る。 <p><u>交通インフラの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内各地域間の交流促進や圏域の一体的かつ均衡ある発展を図るため、市民生活、産業活動に密接に関わる中心地域と周辺地域を結ぶ主要な幹線道路の整備を進める。
<p>主な事業の進捗状況</p>	<p>○第一期ビジョンにおける主な都市計画関連事業の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「周遊観光推進事業」 観光客・宿泊客の増加、観光消費額の増大、雇用促進に貢献。 ・「防災行政無線整備事業」 移動系防災無線は、平成27年度で全域デジタル化が完了。平成28年度から同報系の統一化にむけ庁内検討を行い実施。 ・「簡易水道施設整備事業」 水道施設の統廃合により、水源や浄水施設を集約して水質監視の効率化を図り、配水施設の適正配置により自然流下方式の水道システムを確立し、動力費の削減が図られた。また、経営統合により地方公営企業の経営健全化を促進し、経営基盤強化が図られた。 ・「交通対策事業」 地域需要に即した市直営路線バスの運行や、市内の廃止路線の代替運行等により、市民生活に欠かせない移動手段の確保が図られた。 ・「幹線・生活道路整備事業」 道路交通の安全確保と円滑化が図られた。

(11) 長浜市農業活性化プラン

長浜市農業活性化プラン	
策定年次	平成 25 年 12 月
目標年次	平成 35 年度
将来像	協働でつくる風土を活かした 笑顔あふれる長浜農業
目指すべき方向	①農を支える人材育成（ひと） ②持続的な農の経営（もの） ③農コミュニティの醸成（交流・連携）
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<u>優良農地を確保する土地利用計画</u> ・農地の適正な管理 ・農地パトロールの拡充 ・農地管理用地図情報システム（農地GIS）の活用 <u>耕作放棄地解消対策</u> ・不在地主や土地持ち非農家への働きかけ・あつ旋 ・国の緊急対策施策活用【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】 ・国の既存施策活用 ・市の耕作放棄地活用支援制度 <u>地域資源の活用と保全</u> ・美しい農村景観の保全
主な事業の進捗 状況	○農地の適正な管理 ・平成 26 年 10 月に策定した農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画や農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用し、長期的な視野に立ち優良農地の確保を推進 ・農地パトロールの実施、地図情報システムや農地中間管理機構等の活用により、農地の管理及び集積等を推進 ○耕作放棄地解消対策 ・国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、市の持続できる遊休農地支援事業補助金の支援制度等により、耕作放棄地の解消を図る活動を支援 ・新規就農者支援事業補助金をはじめとする農業振興施策により、担い手の育成・確保を促進 ○地域資源の活用と保全 ・魅力ある農村景観づくりへの意識の高まりに応じて、景観農業振興地域整備計画の策定を検討するほか、田園環境整備マスタープランに基づき農村景観の保全を推進

(12) 長浜農業振興地域整備計画

長浜農業振興地域整備計画	
策定年次	平成 26 年 10 月
目標年次	—
土地利用構想	<p>①集团的優良農地は、引き続き農地として確保する。</p> <p>②公共施設・住宅・店舗の用地は、都市計画区域内や集落内及びその周辺や幹線道路沿いへ誘導し、工場用地は大型トラック等の進入を踏まえ、既存工業団地周辺や住宅などに近接しない、集団性に欠ける生産力の低い農業振興地域外の農地等へ誘導する。</p>
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみによる農用地等の保全活動の取り組みの推進 ・農業水利施設の計画的な保全の推進 ・耕作放棄地の解消活動の支援 ・農用地の集団化対策
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地を保全するため、農業振興地域内のうち将来的に確保・保全する農地等 7,860.7ha を農用地区域として設定 ○地域の農業振興を図るための施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設等の農業生産基盤の整備のほか、施設の適切な保全管理を実施 ・地域共同で行う農地の多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援 ・国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、市の持続できる遊休農地支援事業補助金の支援制度等により、耕作放棄地の解消を図る活動を支援 ・上記のほか、経営規模の拡大等の農業振興施策を実施

(13) 長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）

長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）										
策定年次	平成 27 年 3 月									
目標年次	平成 36 年度									
目指すべき姿	『守り・育て・活かす』緑豊かな森づくりを目指します									
基本方針	長浜市民による長浜市の森づくりを推進します ～森林は市の貴重な財産として、市民全体で森林を守ります～									
基本施策	(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信 (2) 市民が参画する森林づくり (3) 次代の森林を支える人づくり (4) 森林資源の利用拡大 (5) 効率的な木材生産 (6) 多様な森林づくり									
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林の保全と活用 ・環境林整備 ・遺跡・史跡と調和した森林づくり ・市有林の有効活用 ・松くい虫およびナラ枯れ被害対策 ・竹生島の保全とカワウ対策 ・自然災害等 									
主な事業の進捗 状況	<p>長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）の基本施策を推進するための具体的プラン「長浜市森づくり計画アクションプラン」に基づく事業の実施（平成 27 年度～平成 31 年度）</p> <p>【長浜市森づくり計画アクションプラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策に基づく具体の 41 事業を設定 ・重点プロジェクトの設定 各事業の中で集中して取り組む重点プロジェクトの設定 森林資源の利用拡大プロジェクト 木材を公共施設や住宅等のほか、木質バイオマスとして積極的に活用する。 効率的な木材生産プロジェクト 課題である森林境界の明確化を推進し、施業の集約化等による効率的な木材生産を推進する。 ・アウトカム指標の設定 重点プロジェクトの事業実施を評価するアウトカム指標の設定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">平成 27 年度 (現状)</th> <th style="width: 35%;">平成 31 年度 (中期的な目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素材生産量 (m³)</td> <td>5,097 m³</td> <td>20,000 m³</td> </tr> <tr> <td>素材生産性 (m³/日・人)</td> <td>4.3 m³/日・人</td> <td>8.0 m³/日・人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 27 年度 (現状)	平成 31 年度 (中期的な目標)	素材生産量 (m ³)	5,097 m ³	20,000 m ³	素材生産性 (m ³ /日・人)	4.3 m ³ /日・人	8.0 m ³ /日・人
区分	平成 27 年度 (現状)	平成 31 年度 (中期的な目標)								
素材生産量 (m ³)	5,097 m ³	20,000 m ³								
素材生産性 (m ³ /日・人)	4.3 m ³ /日・人	8.0 m ³ /日・人								

(14) 長浜市過疎地域自立促進計画

長浜市過疎地域自立促進計画	
策定年次	平成 28 年 3 月
目標年次	平成 32 年度
地域の自立促進 の基本方針	①誰もが安心して住み続けられる地域 ②余呉ならではの個性ある産業が息づく地域 ③美しいふるさとを守り育てる地域 ④結いと協働による住民自治
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<u>産業の振興</u> ・農業、林業、水産業、商工業、観光・レクリエーション <u>交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</u> ・国・県道、市道、林道、鉄道、路線バス、情報化施設 <u>生活環境の整備</u> ・水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防施設、公営住宅等 <u>地域文化の振興等</u> <u>集落の整備</u>
主な事業の進捗 状況	現在の事業計画において、市道の維持補修・改良、消雪施設の改良や簡易水道施設の改良、診療所の医療機器整備などのハード整備を進め、運営管理などのソフト事業として余呉湖やウッディパル余呉の公園管理や有害鳥獣対策、公共交通確保対策や診療所事業、病院地域医療対策、スクールバス運行などを実施。

(15) 長浜市住生活基本計画

長浜市住生活基本計画	
策定年次	平成 26 年 12 月
目標年次	平成 32 年度
基本理念	安全・安心で住みごこちを高める 豊かな住まいづくり
基本目標	①地域の風土に合った住み続けられる住まいづくり ②誰もが快適に暮らせる住まいづくり ③安全・安心な住まいづくり ④高齢者やしょうがい者にやさしい住まいづくり ⑤新しい暮らしを生み出す住まいづくり ⑥住宅セーフティネットの充実する住まいづくり
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	① <u>地域の風土に合った住み続けられる住まいづくり</u> ・ 地域資源の活用 ・ 景観形成への配慮 ・ 歩いて暮らせる生活圏の形成 ・ 多様な公共交通体系の整備 ② <u>誰もが快適に暮らせる住まいづくり</u> ・ ユニバーサルデザインの促進 ・ 環境負荷低減への配慮 ・ 快適な暮らしを支える社会基盤の整備 ③ <u>安全・安心な住まいづくり</u> ・ 防災・防犯施策の強化 ・ 地域コミュニティの維持・向上 ⑤ <u>新しい暮らしを生み出す住まいづくり</u> ・ 空き家の適正管理と利活用促進
主な事業の進捗 状況	・ 市営住宅の管理を通じた住宅セーフティネットの確保を継続 ・ 住宅施策の窓口（すまい政策推進室）の設置（H26～） ・ 長浜市住宅エコ改修事業の実施（省エネ施策 H27～） ・ 長浜市居住促進事業の実施（子育て施策 H27～） ・ 長浜市定住住宅改修促進事業の実施（移住・定住施策 H28～） ・ 空家対策の実施 ※事業については「(27) 長浜市空家等対策計画」に記載

(16) ながはま環境まちづくりプラン2 1

ながはま環境まちづくりプラン2 1	
策定年次	平成 21 年 3 月
目標年次	平成 30 年度
めざすまちの姿	自然とひとがともに生きる環境重視のまち・ながはま
環境まちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ①豊かな自然の維持・回復をめざします ②健全な空気や水の確保をめざします ③もの・水・エネルギー循環の向上をめざします ④地球市民としての役割を果たすことをめざします ⑤まちの個性と魅力づくりをめざします ⑥行動と協働の環境まちづくりをめざします
本市の都市計画 関連事項に関する位置付け	<p><u>良好な自然環境の保全とふれあいの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然の保全 ・生物の生育・生息空間の保全 ・自然とのふれあいの場の確保 <p><u>ひとの健康と安全の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・琵琶湖の保全 <p><u>まちの個性と魅力の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備 ・まちなみ景観の形成 ・道路設備ほか交通環境のバリアフリー化の推進 ・公共施設などのバリアフリー化の推進
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進体制の整備 各主体が協働、連携し、本計画を推進するため、「長浜エコネットワーク協議会」を設立。 ・温室効果ガス削減のための取組 市民、事業者、市の各主体がそれぞれの役割に応じ、温室効果ガス削減に向けて取り組むことを目的として「長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、部門ごとに事業を推進している。 ・再生可能エネルギーの導入推進 安全で永続的に利用できるエネルギーの利用推進、自立分散型エネルギー社会の構築、温室効果ガス排出削減を目的として「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」を策定し、各主体と連携しながら事業を推進している。

(17) ゴールドプランながはま21 (第6期)

ゴールドプランながはま21 (第6期)	
策定年次	平成27年3月
目標年次	平成29年度
基本理念	みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の積極的な社会参加と地域福祉の推進 2. 高齢期を健やかに送るための壮年期からの健康づくりの推進 3. 高齢者の自立を支援するサービスの充実 4. 地域の多様な主体による介護予防の推進 5. 身近な地域で、利用しやすく、質の高い介護サービスの充実
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>ユニバーサルデザインのまちづくりの促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅の整備・改築にあたっては、昇降機や多目的トイレ、見やすい案内サインの設置や、列車とホームの段差解消を、バス等の公共交通機関の車両についてはユニバーサルデザイン型への代替を促進する。 ・公園などの都市基盤施設、市民文化やスポーツ・レクリエーション、教育、福祉、行政関連の施設などの公共建築物の整備や建替え更新のときには、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を行う。 ・平坦で幅の広い歩道の整備に努めるとともに、音響信号機の設置、誘導用ブロックの敷設などを促進する。 ・バス交通については、生活交通手段として利用者ニーズを踏まえたバス交通網の整備に取り組むとともに、整備にあたっては各種施設(医療・福祉・教育施設・観光施設等)の配置や施設利用等を勘案し進めていく。 ・デマンドタクシーについては、バス路線とのネットワークの充実を図っていく。 <p><u>安全で安心して暮らせるまちづくりの充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市防災化と地域の自主防災力の強化を促進する。 ・街路・公園の整備などに基づく都市基盤の防災性の向上や、建築物の不燃耐震化、住宅の安全な部屋づくりなど総合的な住宅防火安全対策の推進とともに、災害発生時に迅速な救助活動が地域住民の中で行われていくよう自主防災活動の強化を推進する。
主な事業の進捗 状況	<p><u>ユニバーサルデザインのまちづくりの促進</u> 各公共施設でのユニバーサルデザイン・バリアフリー化整備</p> <p><u>安全で安心して暮らせるまちづくりの充実</u> 長浜市避難支援・見守り支え合い制度への登録 95自治会、登録者数2,277名(平成28年8月末現在) ※平成27年度からは「長浜市避難支援・見守り支え合い制度」を 基礎に、地域の支え合い体制の強化を支援する「地域支え合いづ くり促進事業」を実施 平成27年度 12自治会を支援 平成28年度 15自治会を支援予定</p>

(18) 長浜市みどりの基本計画

長浜市みどりの基本計画	
策定年次	平成 21 年 3 月
目標年次	平成 32 年
計画対象区域	長浜市全域 53,948ha (琵琶湖を除く)
想定人口	目標人口：125,000 人 (平成 32 年)
将来像	自然・歴史・文化・人が結ぶ万緑の回廊
目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の源となる豊かな自然のみどりを守ります ・暮らしを守るみどりを育みます ・個性あふれるみどりの力を高めます ・身近にふれあえるみどりをつくります ・みんなでみどりをつなげます
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p>1. みどりを“まもる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域景観形成重点区域・風致地区指定の検討 ・保全すべき自然環境や景観を有する区域内において、必要に応じて、「広域景観形成重点区域」や「風致地区」の指定を検討する。 ●農地の保全・活用 ・農村環境、農地などが大切に保全できるよう、無秩序な開発を抑制するとともに、農道や水門・用水路等の農業生産基盤施設の適切な維持管理に努める。 ●竹生島や葛籠尾崎の森林の保全・育成 ・国や県にカワウの駆除を要請するとともに、森林の保全・育成に向けた取り組みを、国や県と連携して進める。 ●福良の森の保全 ・樹林地が平地に残り、多様な生物の生息地となっている福良の森を適切に維持できるよう、風致地区の指定などを検討する。 ●山門水源の森の保全 ・土地の所有者である県に対し、積極的な保全を要請する。 <p>2. みどりを“うみだす”</p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度の活用によるみどりづくり ・「地区計画制度」や「緑地協定制度」等の活用を促進する。 ・開発行為や建築行為に対しては、周辺環境に配慮したものとなるよう、引き続き適切な誘導に取り組む。 ●公共公益施設の緑化の推進 ・敷地と道路をつなぐみどりの空間の確保など、まちなみに調和し、まちなみづくりを先導する緑化を積極的に推進する。 ●新たな公園・緑地の整備の推進 ・街区公園や児童遊園などの身近な公園や緑地などを新たに整備する際には、地域の実情を踏まえ、市民のニーズにあった公園・緑地づくりを進める。 ●みどり豊かな中心市街地の形成 ・公園や社寺などのオープンスペースの活用やバイオフィラワーを用いたみどりづくりなど、多様な方法でみどり豊かな市街地の形成に取り組む。

- 神照運動公園第2期整備の推進
 - ・一部を供用中である神照運動公園については、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点として第2期整備を進める。
- 道路緑化によるみどりのネットワークの推進
 - ・道路歩道の整備にあわせて街路樹の植樹や沿道の緑化を進める。
(長浜駅前シンボルロード〔都市計画道路長浜駅宮司七条線〕、都市計画道路豊公園長浜駅線、都市計画道路豊公園森線)
- 田村駅周辺の緑化・田村山の保全
 - ・駅とその周辺を結ぶみどりの回廊や周囲と調和したみどりのまちなみが形成されるよう、緑化を推進する。
 - ・田村山は風致地区に指定されていることから、風致公園として整備を図る。
- 木ノ本駅周辺の緑化の推進
 - ・小規模な空閑地を活用した花壇づくりや植樹に取り組む。
- 3. みどりを“そだてる”
- 早崎内湖の再生
 - ・みどり豊かな水辺空間となるよう、県へ要請する。
- 4. みどりを“いかす”
- 豊公園の充実
 - ・樹木の感染症対策や周辺の環境に配慮した維持管理を進め、公園のみどりの質の向上に努める。
- 風致公園や森林公園（生活環境保全林）の充実
 - ・石田山・八条山・神田山・虎御前山風致公園や、森林公園（生活環境保全林）は、里山に親しむ活動拠点として、散策道、広場、駐車場などの施設の充実を図る。
- 河川の整備と親水化
 - ・姉川をはじめとした河川は、河畔林の適切な管理や並木道の整備、水辺の緑化など、親水空間づくりを進める。
 - ・米川などの市街地を流れる河川は、遊歩道の整備や四季を楽しむ仕掛けづくりを検討する。
- 花の名所、鎮守の森、巨木、名木などの継承
 - ・貴重なみどりが地域のシンボルとして大切に次代へ継承されるよう、維持管理などの取り組みに対し、必要に応じて支援する。
- 史跡と一体となったみどりの活用
 - ・横山丘陵や虎御前山、小谷山、山本山から賤ヶ岳にかけては、史跡やその周辺の一体的な保全に取り組む。
- 自然体験型施設の活用
 - ・市内にある高山キャンプ場、大見いこいの広場、ウッディパル余呉などの自然体験型施設を活用したみどりの学習を推進する。
- ハイキングコースやサイクリングロードの活用
 - ・サイクリングロードや史跡と一体となった横山丘陵、虎御前山、小谷山、山本山から賤ヶ岳にかけてのハイキングコースは、適正な管理に取り組む。また、ハイキングコースでは案内看板を設置するなど、施設のさらなる充実に努める。
- 地域の拠点となる公園の再生
 - ・街区公園や児童遊園などは、地域住民によるワークショップなどに

	<p>より市民の意見を取り入れ、ニーズにあった公園の再生を進める。</p> <p>●長浜新川の並木づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に取り組んでいる長浜東ロータリークラブ等の市民団体や沿線住民と協働し、桜などの植樹による並木づくりを推進する。
<p>主な事業の進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域景観形成重点区域の拡大」 現在、下記3地区を広域景観形成重点区域に指定している。 ①琵琶湖沿岸景観形成重点区域 ②国道365号沿道景観形成重点区域 ③姉川河川景観形成重点区域 ・「農地の保全・活用」 自治会等における農業用施設の維持管理活動に対し助成するとともに、担い手育成への支援等により保全に努めている。 ・「竹生島や葛籠尾崎の新林の保全」 竹生島やその周辺においてカワウの捕獲を実施。それにより、カワウの生息数が減少し、植生が回復傾向にある。 ・「制度の活用によるみどりづくり」 既存の地区計画の変更や新規地区計画の策定や緑地協定の締結等制度活用を促進する。 ・「公共公益施設の緑化の推進」 庁舎敷地内にみどりのオープンスペースを整備している。 ・「みどり豊かな中心市街地の形成」 緑化推進補助における道路沿道への緑化を推進している。 ・「神照運動公園第2期整備事業」 第2期整備完了したため、今後は健康増進機能や防災機能等の維持保全に努める。 ・「道路緑化によるみどりのネットワークの推進」 都市計画道路の整備に当たり、街路樹の植樹等緑化やその管理を自治会へ委託するなど、沿道の緑化に努めている。 ・「木ノ本駅周辺の緑化の推進」 駅周辺のローズガーデンについて、有志ボランティアにて維持管理いただいている。 ・「豊公園の充実」 テングス病、ヤドリギの切除を適宜実施し、樹木の剪定、刈込み、病虫害防除等維持管理をしている。 ・「風致公園や森林公園（生活環境保全林）の充実」 風致公園については、散策道の点検や修繕、倒木処理等を実施。森林公園についても、県との協定に基づき維持管理を実施している。 ・「花の名所、鎮守の森、巨木、名木などの継承」 市民や市民団体等（自治会含む）における緑化活動に対し、経費の一部補助や緑の募金事業による苗木の配布や巨木・名木等の補修について支援を実施している。 ・「地域の拠点となる公園の再生」 「豊公園再整備基本計画」の策定に取り組み、整備を進めている。

(19) 長浜市道づくり計画

長浜市道づくり計画	
策定年次	平成 26 年 3 月
目標年次	平成 45 年
将来像	地域の暮らしを支え、育む 協働の道づくり ～ いつでも、どこでも、だれでも利用しやすい道へ ～
道づくりの柱	賑わい・活力を創出する道づくり 誰もが安全で使いやすく、人にやさしい道づくり 緊急時の暮らしの安心を高める道づくり 適切な維持管理による次代につなぐ道づくり
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>広域交流の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業の発展、交流人口の拡大に寄与する広域交通ネットワークの形成 <p><u>地域間連携の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域間を連絡する幹線道路ネットワークの形成 未整備都市計画道路（市道）の適切な対応 活力を育む地域間連携の促進 <p><u>定住環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改善 交通渋滞の解消 <p><u>既存の道路空間の質的向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路空間の再配分 魅力ある道路景観の形成 <p><u>全ての人にやさしい道づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的なバリアフリー化の推進 通学路の安全確保 自転車利用環境の整備 <p><u>交通安全対策の推進による交通事故の削減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線道路での交通安全対策の推進 生活道路での交通安全対策の推進 <p><u>災害に強い道づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路ネットワークの構築 道路防災総点検による危険箇所の改善 <p><u>雪に強い道づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な除雪対策の実施 市民協働施策の推進 <p><u>効果的かつ効率的な維持管理体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化につながる保全手法への転換 アセットマネジメントの導入 <p><u>持続可能な道づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の資産の有効活用 今後の道路整備に向けた客観性、透明性の確保 協働・連携による維持管理の推進

<p>主な事業の進捗 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の発展、交流人口の拡大に寄与する広域交通ネットワークの形成 小谷城スマートインターチェンジ及び周辺市道の整備 (平成 29 年 3 月末供用開始) ○地域間連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間を連絡する幹線道路ネットワークの形成 ・未整備都市計画道路(市道)の適切な対応 ・活力を育む地域間連携の促進 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施 ○定住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の改善 ・交通渋滞の解消 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施 狭あい道路拡幅整備補助金により生活道路の改善を推進 自治会要望に対する道路の修繕等を適宜実施 ○全ての人にやさしい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施 曾根通学線道路拡幅工事(施工中)の実施 通学路安全点検プログラムにより順次対応 転落防止柵の改修やグリーンベルト等の設置 ○交通安全対策の推進による交通事故の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路での交通安全対策の推進 関係機関において危険箇所の協議等を行い対策の実施 区画線の設置等を実施 ○雪に強い道づくり <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な除雪対策の実施 道路除雪、消融雪の装置の稼働、路面凍結防止の作業を実施 ・市民協働施策の推進 地域除雪作業委託補助金、除雪機械購入補助金により自治会へ補助
-----------------------	---

(20) 長浜市下水道ビジョン

長浜市下水道ビジョン	
策定年次	平成 27 年 3 月
目標年次	平成 40 年度
取組方針	快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築
具体的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業継続性の確保 2. 快適な都市づくり 3. 安全・安心な都市づくり 4. 地域住民との交流・連携
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>快適な都市づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備が困難な地域については、生活排水処理率が 100%となるように努める。 <p><u>安全・安心な都市づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策としては、下水道施設の耐震診断および耐震化を図る「防災対策」を進めるとともに、下水道施設が被災した場合でも、被害の最小化を図る「減災対策」を進める。 ・浸水対策としては、都市の健全な発展を図るために、急激に都市化した市街地等の浸水対策施設の整備を進める。
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設の統合 公共下水道区域内の 31 における農業集落排水施設について、流域下水道の木之本西幹線整備に合わせた公共下水道への接続を順次実施している。 ・浸水対策 雨水渠整備として、十一川、内保、的場井川、打越川の各排水区での整備をほぼ完了し、今後は赤川排水区における雨水渠整備を進める。 ・下水道経営の見直し 公共下水道事業について、平成 30 年 4 月からの地方公営企業法（財務適用）適用を目標に、企業会計への移行事務に取り組んでいる。

(21) 長浜市地域水道ビジョン

長浜市地域水道ビジョン	
策定年次	平成 23 年 12 月
目標年次	平成 33 年度
基本理念	安全・安心・快適な水道 ～長浜の未来とともに～
目標設定	<p>持続：経営運営基盤の強化</p> <p>安心：安全・安心・快適な水道水の供給</p> <p>安定：安定供給の強化</p> <p>信頼：お客さまサービスの向上</p> <p>環境・国際：環境に配慮した水道・国際協力</p>
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>基幹施設の耐震化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水道の基幹施設である浄水場や配水池の耐震化を進める。 老朽管の更新などでは耐震管を用いるなど、順次耐震化を進める。 計画的な施設や管路の更新によって漏水対策を進め、有効率・有収率の向上を図り、安定供給を強化して、断水のない安定した水道を目指す。 水源や施設の整備統合などでも安全な水の安定供給の強化を図る。
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> 財政の健全化 平成 27 年度に北部簡易水道料金の改定を行ったほか、使用料徴収事務や水質検査業務について、長浜水道企業団へ委託するなど、事務の効率化を図った。 水道事業の統合 平成 27 年 4 月 1 日に、高月・木之本地域の上水道事業を長浜水道企業団へ引き継ぐ。 また、永原浄水場を整備し、上の荘地区へ給水を開始したほか、大見いこいの広場の配水池を活用した管路整備を実施。 なお、現在、市で運営している木之本・余呉ならびに西浅井簡易水道事業については、当初の計画どおり、平成 29 年 4 月 1 日に長浜水道企業団への経営統合を行う予定。

(22) 長浜市北部地域活性化計画

長浜市北部地域活性化計画	
策定年次	平成 24 年 3 月
目標年次	平成 28 年度
将来像	大河の雫輝く 潤いと結いのふるさと
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしを支える基盤整備の促進 ○地域資源を活かした産業の振興 ○安心して住み続けられるまちの推進
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>暮らしを支える基盤整備の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季道路交通の確保 ・施設整備の促進 ・交通ネットワークの確立 <p><u>地域資源を活かした産業の振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業の推進 ・商工・観光の振興 ・景観の保全と活用 <p><u>安心して住み続けられるまちの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の確保
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「繋がる安心形成プロジェクト」 道路消雪設備の改修 自治会への除雪車購入補助制度の拡充 市の除雪車の更新 ・「地域の賑わい創出プロジェクト」 人的交流機会の確保や交流人口の拡大、商店街の活性化、農林水産 振興の推進 農村民泊の受入 博覧会の開催による賑わい確保と地域の情報発信 「北国街道きのもとまつり」の開催や紅葉期の観光客受入環境整備 獣害対策の推進や水稻の自然栽培試行やこんにゃく芋などの推進 ・「広がる集まる絆の和プロジェクト」 地域おこし協力隊や移住希望者への支援、除雪ボランティア登録

(23) 第2期長浜市中心市街地活性化基本計画

第2期長浜市中心市街地活性化基本計画	
策定年次	平成26年3月
目標年次	平成31年3月
中心市街地活性化の基本コンセプト	<p>続・博物館都市</p> <p>伝統と自然をくらしのなかに生かして美しく住む</p> <p>新たな文化創造に挑戦し進取の気性を継承する</p>
基本方針	<p>1 活力とにぎわいに満ちたまちづくり</p> <p>2 多様な人々を迎え入れ活発な交流が生まれるまちづくり</p> <p>3 誰もが住みたくなるまちづくり</p>
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市機能、魅力ある商業集積や都市的な居住環境の整備が誘導されるよう、長浜のまち玄関口となるJR長浜駅前の都市機能の再構築に取り組む。 ・市域全体の資源を資産化する取り組みや、市街地内の移動手段の確保など、新たな試みを展開し、駅周辺がターミナル拠点として都市の求心性が高まるよう、活力とにぎわいに満ちた中心市街地の再構築を進める。 ・JR長浜駅前の低・未利用地の有効活用や老朽化した商業ビルの建て替えなどによる集合住宅などの整備を促進するとともに、長浜のまちなみを構成する必要な要素となっている町家を活かした居住環境の整備や空き町家が流動化する仕組みづくりに取り組む。
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「JR長浜駅前の都市機能の再構築」「低・未利用地の有効活用」「老朽化した商業ビルの建て替え」 <ul style="list-style-type: none"> 一．長浜駅南地区市街地再開発事業（完了） 二．長浜駅東地区市街地再開発事業（実施中） 三．長浜駅北地区優良建築物等整備事業（検討中） 四．駅前シンボルロード整備事業（完了） 五．市道北船南北船北線整備事業（完了） ・「市域全体の資源を資産化する取り組み」 <ul style="list-style-type: none"> 一．地域コンテンツ創造型拠点整備事業（「湖北の暮らし案内所どんどん」の整備完了） 二．地域コミュニティ活動基盤施設整備事業（「御堂前諫鼓山町家」の整備完了） 三．歴史的環境（真宗大谷派長浜別院代通寺）形成総合事業（完了） 四．山蔵保存修理事業（実施中） ・「活力とにぎわいに満ちた中心市街地の再構築」 <ul style="list-style-type: none"> 一．元浜町13番街区市街地再開発事業（実施中） 二．市道三の宮伊部線整備事業（完了） 三．都市計画道路（3・4・10）整備事業（実施中） 四．公共公益ゾーン（新市庁舎）整備事業（完了） 五．産業文化交流拠点整備事業（実施中） ・「町家を活かした居住環境の整備や空き町家が流動化する仕組みづくり」 <p>長浜町家再生バンクを運営し、空き町家の再生に取り組んでいる。</p>

(24) 長浜市歴史的風致維持向上計画

長浜市歴史的風致維持向上計画	
策定年次	平成 21 年度
目標年次	平成 28 年度
基本方針	ア. 歴史的な町並み景観の保全と良好な景観の形成 イ. 文化財をはじめとした歴史的建造物の保存と活用 ウ. 祭礼行事等の伝統文化や伝統工芸技術の継承
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な建築様式を残す町家や歴史的な風情を感じさせる町家、往時の暮らしを感じさせる町並みは、そこに住む人や商う人の姿と重なり合うことで、良好な歴史的風致を形成していることから、これらを適切に保存、活用することに努め、魅力ある景観の保全、形成を図っていく。 ・歴史的風致を形成している建造物のうち、すでに文化財としての保護措置がとられているものについては、その保存と活用の強化に努める。一方、未指定の歴史的建造物については、特に保存の措置が必要なものについては十分な調査を行い、歴史的風致形成建造物に指定するなどして保護措置をとり、積極的に公開してその活用を図る。
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を形成する建造物等に関する事業 大通寺保存修理事業（台所門、鐘楼、山門） 山蔵保存修理事業（孔雀山、猩々丸、長刀山、青海山、萬歳楼） ・町並みの保全や道路の整備に関する事業 伝統的街並み景観形成事業（H27 年度までに 81 件） 町家再生型まちなか居住プロジェクト（シェアハウス絹市など） やわた夢生小路道路修景 市道三の宮伊部線道路改良事業 ・祭礼行事の保存継承に関する事業 長浜曳山祭保存伝承事業 ・その他、歴史的風致の維持向上に寄与する事業 きもの大園遊会開催事業

(25) 長浜市景観まちづくり計画

長浜市景観まちづくり計画	
策定年次	平成 20 年 3 月
目標年次	—
将来像	長高い自然と独自の歴史文化がとけあうまち
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・活力に満ちた風格のある景観の形成 ・歴史の重みと個性ある文化が洗練する景観の形成 ・心に潤いと安らぎを与える景観の形成 ・人の顔が映える景観の形成 ・にぎわいと交流を生む新しい景観の形成
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな文化を育み、長浜力を高める、活力に満ちた風格のある景観まちづくりを進める。 ・まちの個性でもある歴史資源を、現代の町衆がくらしのなかに活かしながら、歴史の重みと個性ある文化が洗練する景観まちづくりを進める。 ・琵琶湖をはじめ、河川、山なみなどの自然を愛し、慈しみ、大切にしたい、水と緑が心に潤いと安らぎを与える景観まちづくりを進める。 ・新しい都市景観は、ややもすると周辺の景観を損なうことから、山なみなどに配慮した適切な都市景観、また、商業とともに発達してきた長浜のまちにふさわしい品格と格調のある都市景観をつくる、にぎわいと交流を生む景観まちづくりを進める。
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域の拡大 良好な景観の形成が特に必要とされ、地域の特性を活かした景観まちづくりを促進する必要がある区域を景観形成重点区域として指定し、地域の特色ある景観まちづくりを展開している。現在は、下 10 区域を景観形成重点区域としている。 ・景観まちづくり活動の促進 市民による景観まちづくり活動を支援するため、次の補助制度を設けている。 【景観まちづくり支援事業】 景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援している。 【近隣景観形成事業】 知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援している。

(26) 長浜市産業振興ビジョン

長浜市産業振興ビジョン	
策定年次	平成 24 年 6 月
目標年次	平成 28 年度
四半世紀後に目指す都市・産業の姿	「長浜スタイル」で拓くグローバル産業都市
課題	(1) 【みかく】 オール長浜による地域資源の発掘とブランド化 (2) 【そだてる】 産学官金連携によるバイオ産業の育成 (3) 【ひらく】 意欲と能力のある企業のグローバル展開 (4) 【ととのえる】 戦略的な産業基盤・経営基盤の強化 (5) 【つなぐ】 人の輪で育む企業人の確保及び育成
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・研究機関の連携を通じたバイオ産業の推進強化 ・ 研究開発型機能の誘致及び強化育成 ・ 長浜企業の成長段階に応じた工場用地の確保検討 ・ 産業活動を支えるインフラの整備促進
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の発掘と生活文化産業の融合による長浜ブランドの創出 地域ブランド創出の受け皿団体の検討 受け皿団体への支援策の検討 ・ バイオ技術を活用した次世代成長産業の振興 びわ湖環境ビジネスメッセ特設ブースの設置、出展 ・ グローバル展開を目指す長浜企業の育成 海外商談会の実施

(27) 長浜市空家等対策計画

長浜市空家等対策計画	
策定年次	平成 28 年 4 月
目標年次	平成 32 年度
基本的な方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 長浜の活力維持・向上を目指して、総合的に対策を推進していきます。 2 地域のまちづくりと連携しながら空家等をきれいに減らしていきます。 3 市民・地域・事業者・行政等が相互に連携して取り組んでいきます。
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密集地・狭あい道路対策との連携 ・地域等による活用への支援 ・狭小敷地の改善促進
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○予防 <ul style="list-style-type: none"> ・各種住宅改修助成による既存住宅の質の向上 ・行政出前講座の開始（H28.4月～） ・空き家ワークショップの開催（H28.11月） ○活用 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO等で運用している空き家バンクとの連携 ○適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・空家対策推進会議の開催（H28.5,7,8月） ・長浜市空家等に関する条例の制定（H28.6月） ・長浜市空家等に関する条例の施行（H28.10月） ・長浜市空家等に関する条例施行規則の制定（H28.10月） ・長浜市特定空家等の判断基準の策定（H28.10月）

(28) 湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針

湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針	
策定年次	平成 26 年 2 月
目標年次	平成 41 年 4 月
基本理念	焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。
基本概念	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に配慮した安心な施設 ○安全で安定的な稼働ができる施設 ○循環型社会形成に貢献できる施設 ○市民に親しまれる施設 ○経済性に配慮した施設
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・法で定める環境・安全基準に基づき施設周辺の生活環境の保全に努めるとともに、周辺の自然環境や景観との調和にも十分配慮した施設。 ・一般廃棄物処理を安定かつ確実に実行できる施設とし、地震等の自然災害にも強い事故のない安全な施設。 ・処理により発生する熱エネルギーを効率的に最大限有効活用し、低炭素社会や循環型社会の構築に貢献できる施設。 ・市民が集い、憩うことができ、施設見学やごみ処理学習等を通じて、環境教育・環境学習の拠点となるような施設。 ・施設の処理性能を維持し、環境面・安全面に十分配慮したうえで、設備の合理化・コンパクト化に基づく、建設費及び維持管理費のコスト削減を図れる施設。
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ○「施設整備に関する基本方針を平成 28 年 3 月に改訂」 ・一般廃棄物処理施設と斎場の各施設を一極集中による施設整備が望ましいという基本方針を受け、平成 28 年度に公募により建設候補地の募集を行います。 ・応募のあった建設用地の選定評価を行い平成 29 年 6 月頃に建設候補地を決定する予定です。 ・今後、環境衛生施設（汚物処理場、廃棄物処理施設及び火葬場）の基本計画を策定し順次、必要な都市計画決定の手続きを行います。 ・平成 41 年 4 月には全ての新しい計画施設が稼働するよう施設整備を進めます。

(29) 長浜市地域防災計画

長浜市地域防災計画	
策定年次	平成 28 年 7 月
目標年次	—
基本方針	<p>“市民とつくる災害に強いまち ながはま”</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちを守る防災対策 ○減災の考え方による防災対策 ○自助、共助、公助の役割分担による防災対策 ○人権尊重、男女のニーズの違い等への配慮
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>第 1 道路、交通施設の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者は、予め災害危険箇所の把握に努め、道路の法面崩落、落石、路体崩壊等の防止工事、橋りょうの耐震点検とそれに伴う整備、交通安全施設等の道路付帯設備の耐震整備等を推進するとともに、都市計画道路の整備、道路幅員の拡幅等、道路施設の保全整備に努める。 <p><u>第 2 防災空間の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難者の安全を確保するため、防災空間の整備を図る。 <p><u>第 3 防災拠点の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の整備を図る。防災拠点は、平常時には防災訓練や研修の場、あるいは市民の憩いの場となり、災害時には、市民や地方公共団体等の防災活動拠点となる。 ・施設は、防災地区の防災機能をもった施設と資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成され、これらの施設の有効活用を推進するものとする。 <p><u>第 4 市街地の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の面的整備の推進 ・住宅市街地の防火性向上の推進 ・歴史的街なみの防災性向上の推進 ・土地利用規制 ・地籍調査の推進 <p><u>第 5 建築物災害の予防</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物対策 ・水利の確保と防災通路整備の促進 <p><u>第 6 ライフラインの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、事業者と連携を密にし、市域におけるライフラインの安全性向上の促進に努める。 ・ライフライン事業者は、平常時から防災施設や工作物の設置及び維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。 <p><u>第 7 文化財災害予防計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策の計画、施設整備の推進、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。 <p><u>第 8 農林水産関係災害予防計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行うものとする。

<p>主な事業の進捗 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・付属物等）による舗装修繕 ・橋梁長寿命化修繕計画による橋梁修繕 ・道路新設改良に伴う拡幅整備 ・都市計画道路の整備 ○防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所としての豊公園再整備計画 ・湖北地域消防本部庁舎整備事業 ○備蓄物資、備蓄倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所となる全小中学校への備蓄用倉庫の配備 ・被害想定に基づく非常物資の備蓄 ○消防水利 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備 ・消火栓の適正管理 ○災害時通信 <ul style="list-style-type: none"> ・移動系防災行政無線整備 ・同報系防災行政無線整備 ○指定避難所耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・市所有の指定避難所施設の耐震化 ○土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業の推進 ○啓蒙啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施（毎年10月の第3日曜日） ・原子力防災訓練の実施（毎年11月の第3日曜日） ・文化財防火訓練の実施（毎年1月26日前後の日曜日） ・防災出前講座の実施 ・自治会対象の災害図上訓練の実施
-----------------------	--

(30) 長浜市耐震改修促進計画

長浜市耐震改修促進計画	
策定年次	平成 28 年 3 月
目標年次	平成 37 年度
耐震改修等の目標の設定	本市における平成 37 年度末の住宅の耐震化率を 95%、『特定既存耐震不適格建築物等』の耐震化率を 96.5%とする。
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県地域防災計画に位置付けられた第 1 次～第 2 次緊急輸送道路、ならびに本市が定める第 3 次緊急輸送道路を、法第 6 条第 3 項第 2 号による「地震発生時に通行を確保すべき道路」として位置付け、道路に接する通行障害建築物の耐震診断および耐震改修の促進に努める。 ・避難所や防災拠点施設等への避難路となる第 3 次緊急輸送道路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化の基礎資料として整備する。 ・災害時の拠点となる施設や多数の市民が集まる施設等を、優先的に耐震化に着手すべき建築物として耐震化の促進に努める。
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業、長浜市既存民間建築物耐震診断促進事業により耐震診断を促進している。 ・長浜市木造住宅耐震改修等事業により耐震改修の促進をしている。

(31) 長浜市都市計画道路の見直しに係る基本方針

長浜市都市計画道路の見直しに係る基本方針	
策定年次	平成 28 年 3 月
目標年次	—
整備方針	<p>賑わい・活力を創出する道づくり 誰もが安全で使いやすく、人にやさしい道づくり 緊急時の暮らしの安心を高める道づくり</p>
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化・観光資源を活かした道 ・にぎわいのある交流拠点や便利で住み良い住環境を創出する道 ・地域に住む人々が気軽に集え、親しみを感じられる道 ・誰もが使いやすく利用しやすい、人に視点をおいだ道 ・生活道路への通過車両を抑制し、生活環境を向上させるための道 ・誰もがいつでも安全・安心・快適に通行できる道 ・災害発生時の緊急時に、迅速な応急活動に資するための道 ・火災時に延焼防止など、まちの防災機能を高めるための道 ・異常気象時の地域分断を防止するための道
主な事業の進捗状況	都市計画道路の整備を行っていく上で、その必要性や実現性の整理をする為、市街地の整備状況や個別の路線評価等を踏まえ、都市計画道路の見直し方針を平成 28 年 3 月に策定し、方針の公表をした。

(32) 田村駅周辺整備基本構想

田村駅周辺整備基本構想	
策定年次	平成 28 年 10 月
目標年次	—
都市の将来像	ひとにやさしい 自然にふれあえる都市
まちづくりの進め方	多様な主体で育てる“成長都市” ～産・官・学・金・労・言による一体型まちづくり～
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	第 1 ステップ: ソフト+マネジメントを中心とした仕組みづくりによりまちづくりの基盤を整えていく 第 2 ステップ: 市街地東西軸の強化と拠点整備により交流人口が増加し回遊性が向上していく 第 3 ステップ: 暮らしやすい環境が整うことにより定住人口が増加し「市域南部の生活拠点」として成長していく
主な事業の進捗 状況	基本構想を策定し、これに基づく基本計画策定に向け、事業内容を検討している。

4 市民意見への対応

(1) 市民意見交換会の主な意見対応表

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
1	長浜地域	石川県の公務員で、首都圏から地方への移住者を誘致している方の話を聞いたので長浜市でもこういったことを取り組んではどうか。	U・J・I ターンなど、移住も視野に入れた土地利用の方針を記載した。
2	長浜地域	長浜市の若者は大学で名古屋や大阪に出ても勤める先がないから、なかなか帰ってこないの、企業誘致を行ってほしい。バイオ大を誘致したものの、卒業した者が長浜市で勤めるといったことにもなっていない。	田村駅周辺の市街化等、雇用の場創出に向けて都市計画で対応できることを盛り込んだ。
3	長浜地域	長浜に住む人は気質的に排他的などところがあるので、それも考慮した上で、空き家対策等を考えたほうが良い。	「長浜市空家対策計画」に基づく対策を検討することを方針として位置付けた。
4	長浜地域	第三連合として、米川の河川整備について要望しているが、どうなっているか。	地域別構想において、米川の整備促進を記載した。
5	長浜地域	洪水等の災害避難の際にどこが古くてどこが安全なルートであるのかがわかるとありがたい。	避難路設定や図上訓練など防災面での取組を本計画へ記載した。
6	長浜地域	北部地域では人口減少により田園・森林の維持も難しいのではないか。	北部地域においては、災害防止や水源かん養、自然環境への配慮等から森林の維持を方針として明確に位置付けた。
7	長浜地域	都市計画は将来あるべき姿を描くとされているが、人口動態、経済状況などの具体的なことを考えて描かなければ絵に描いた餅になる。	課題整理を行い、実態に即したものとなるよう努めた。
8	六荘地域・西黒田地域・神田地域	近江八幡市に「エコ村」というものがある。地球温暖化が問題となっている中で、長浜市でもエコ等その地域に特化するようなイメージ戦略を持って進めていただければと思う。関心のある方がそこに住んでみようとってもらえるような開発、または、これらに対する補助メニューを考えてみてはどうかとご提案させていただく。	田村駅周辺ではバイオ関連産業、小谷城スマートインターチェンジ周辺では、新しい農業ビジネス等、地域ごとに特色を持った振興策を盛り込んだ。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
9	六荘地域・西黒田地域・神田地域	福井県では、子どもの基礎学力や運動能力が全国1位であるが、その理由の一つに子どもが多世代の方と一緒に住んでいるということが挙げられるとのことである。今後の長浜のまちづくりにおいても多世代の方と同居できるような工夫をしていただくと面白いのではないかと思う。	直接的な施策の記載はしていないが、子どもから高齢者までを含む、誰もが快適に暮らせる環境づくりを目標として掲げた。
10	六荘地域・西黒田地域・神田地域	長浜市は住みやすいまちで全国1位になった。長浜市の都市計画としても、「長浜に住み続けたい、住んでみたい」と思ってもらえるようなまちづくりをしてほしい。	「住んでみたい、住み続けたい」と思う要因の一つに、高い生活の質が確保されていることが考え、生活の質向上に向けた都市づくりの目標を掲げた。
11	六荘地域・西黒田地域・神田地域	長浜市には子どもたちが安心して自由に遊べる芝生公園のような場所が少なく、開発時に小さな公園ができているだけなので、ぜひ芝生公園の整備を都市計画(区画整理)に盛り込むことを検討いただきたい。	公園整備の具体を本計画に記載することは見送るが、子どもが遊べる場として、田村山における公園の整備を盛り込んだ。
12	六荘地域・西黒田地域・神田地域	行政効率を上げるために住民を集約するというコンパクトシティ構想があると思うが、一方で「生まれ育った場所に住み続けたい、近所付き合いを大切にしていきたい」と考えていらっしゃる方が多くいると思うので、地域に住んでおられる方の気持ちも十分に斟酌して進めていただきたい。	「田園・森林地域でのコミュニティ維持」を課題認識として示すとともに、人口流出を抑え、また人が戻ってきてもらえるように、目標として「郊外においても地域特性を活かした快適な暮らしができる環境づくり」を盛り込んだ。
13	六荘地域・西黒田地域・神田地域	都市計画マスタープラン改定に当たっては、観光等の地域資源を生かした地域経済拡大施策などの夢のある内容も含めていただきたい。	目玉となる施策を重点施策として挙げるなど、未来に夢のある内容となるよう努めた。
14	六荘地域・西黒田地域・神田地域	長浜地域において、国道8号線の東西で開発等の格差が見られるため、一つのゾーニングとしてもよいか。国道8号線よりも東の地域では、少子高齢化、過疎の地域である北部地域と同じような状況にあり、若い人が集まって活性化しているのは、その西側という状況ではないか。	地形的条件だけでなく生活圏として人口動向も勘案した結果、一つの地域割りとすることとした。また、地区レベルまで判別できる整備方針図を示すことにより、地区ごとの整備課題に対応したきめ細かい計画となるよう配慮した。
15	神照地域	要望している今村橋の架け替えについてはどうなっているのか。	今後取り組む事業として、神照地域圏の地域別構想に今村橋の改良について方針を明記した。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
16	神照地域	働く場の創出にもなる産業（工業団地の誘致）のことを示してもらわないと都市整備の話だけでは、実感がわかない。産業振興については市をあげて考えてもらいたい。	田村駅周辺や小谷城スマートインターチェンジ周辺等のポテンシャルのある地区において具体的な方策を示した。
17	神照地域	児童公園について、遊具の維持管理をきちんとしてほしい。	地域の公園の維持について本計画へ記載。
18	神照地域	都市マスはハード整備の計画と見受けるが、長浜市の地域性を考えるとソフトの面を充実していかないと人口減少が止まらないのではないかと。長浜市は地価も高く、南の彦根市や米原市に行ったほうが地価も安く、利便性も高いため、南の地域に転出している方が多いと考える。旧浅井町は非線引きであり、開発もしやすく土地が安いといった状況があるとも聞いているが、市全体として整合性をもって、人口減少対策となるソフト事業を充実してほしい。	人口減少対策として、重点事業を本計画へ記載。
19	神照地域	児童公園について、設置後は市に移管され、地元自治会に管理が任されることになる。地元自治会で設置事業者と管理協定を結んでいるが、10年も経つと管理もされず、使用もされていない状況になる。公園としての実態がないところもあり、管理もされず樹木伐採にも困っている。何とか対応を検討してほしい。	地域の公園の維持について本計画へ記載。
20	南郷里地域・北郷里地域	農作物や居住地に対する獣害対策に取り組んでほしい。	獣害について、直接、都市マスで言及することは難しいが、豊かな森林を保全する方針については、素案に盛り込んだ。
21	浅井地域	草野川についても整備がなされていないままに堤防沿いに住宅が建ち並び、洪水が発生した時に危険である。都市計画マスタープランの課題として、地域住民を災害から防護することを第一としていただきたい。現在のマスタープランの中には、草野川の整備に関しては上流しか記述がないので、河川を重点的に整備する方針を明示するなど、安全が見える計画としていただきたい。	河川整備の方針として、姉川をはじめとする一級河川の治水対策の促進を盛り込んだ。また、今後策定予定の湖北圏域の河川整備計画に基づく整備促進についても方針として位置付けた。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
22	浅井地域	獣害対策について検討してほしい。	獣害について、直接、都市マスで言及することは難しいが、豊かな森林を保全する方針については、素案に盛り込んだ。
23	浅井地域	医者も少なくなっており、個人医院などの誘致ができないか検討してほしい。	都市づくりの目標において、「地域医療」の充実等を通して快適に暮らせる都市を目指すことを盛り込んだ。
24	浅井地域	浅井の平和堂から国道 365 号線への道路では、信号機の設置を再三要望しているのにも関わらず、未だ進展がない。交通量が多い上、買い物客が割り込む等、危険である。	「長浜市みちづくり計画」に基づく必要な歩道整備等、道路空間の安全性確保を図ることを道路の整備方針として示した。
25	びわ地域	農業は大切だが、それだけでは取り残される。集落維持となる新たな考えを。	集落自立のための人口維持を目的とした自己用建築の規制緩和等、具体的な方策を盛り込んだ。
26	びわ地域	安心安全なまちに住みたいと考えるが、姉川沿いは不安であるし、このようなところに家を建てても大丈夫かと考える。姉川の治水に関して、再三の要望にも関わらず県は動かない。改善を望むとともに安心安全なまちづくりの方針としてほしい。	河川整備の方針として、姉川をはじめとする一級河川の治水対策の促進を盛り込んだ。
27	びわ地域	河川に関して、姉川を中心としてどの河川も増水時には危険であり、特に合流点が危険である。県や市には引き続き改善を要求したい。	河川整備の方針として、姉川をはじめとする一級河川の治水対策の促進を盛り込んだ。
28	びわ地域	市長に以前、びわ地域の地域振興に関して頼んだのにも関わらず、未だ進展がない。例えば、早崎のビオトープについては、県は当初計画の半分しか買っていない。計画通りの広さとしていかないのか。	公園・緑地の整備方針の中で、早崎内湖ビオトープ空間の形成を明記した。
29	びわ地域	びわ地域が農業を振興していく地域（農業振興地域）であれば、しっかりとした農業振興策を講じていただきたい。	農業振興を都市計画で対応することは難しく、本計画への具体の記載は見送ったが、農地の保全については方針として明確に位置付けた。
30	びわ地域	家を建てたなら子供が自動的に増えるというわけではなく、子育ての環境整備が必要。市職員の中には、待機児童の存在が当たり前のように認識している者もいるが、そうではない。認識を改めてほしい。	都市づくりの目標として幼稚園等の子育て環境の整備を記載するとともに、子どもが遊べる公園として田村山の整備を進めることを明記した。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
31	びわ地域	家が 1,2 件しかないような消滅の瀬戸際にある自治会をなぜ救済しないのか。地域のためのまちづくりを進めてほしい。	「田園・森林地域でのコミュニティ維持」を課題認識として示すとともに、人口流出を抑え、また人が戻ってきてもらえるように、目標として「地域特性に応じて誰もが快適に暮らせる環境の構築」を盛り込んだ。
32	虎姫地域	長浜市内 8 つの駅を活用して、県も提唱している駅を中心としたコンパクトシティをつくろうとしても、虎姫駅西側はほとんどが農振農用地であり、建物も建てられない。このようなミスマッチを解消しなければならない。たとえば駅周辺は、農振区域外（白地）にするなど、コンパクトシティを推進する方策を考えていく必要がある。	農振区域については、農業振興法によるため、本計画での記載は見送ったが、集約型都市構造の考え方については、方針を記載した。
33	虎姫地域	人口減少、税収減、インフラの維持等、とても重要な問題であるので、市としてもしっかり検討してほしい。	各分野検討の上、都市づくりの目標や都市整備の方針を作成した。
34	虎姫地域	虎姫地域は県流域治水条例に基づく危険区域に設定された。しかし、対策として高時川、姉川の洪水調整を担う丹生ダムの計画は凍結され、その代わりとなる河川改修計画の策定も進んでいない。県にもっと働きかけを行うべきである。	今後策定予定の湖北圏域の河川整備計画に基づく整備促進についても方針として位置付けた。
35	虎姫地域	小谷城スマートインターチェンジ周辺について物流を促進する地域とし、農振農用地を白地に変えやすくして企業を誘致するなどしない限り、人口減少は防げない。今後のインフラ維持だけでも財政が持たないと思う。税収を上げるための方策を考えれば、おのずと人口も増えてくると思う。開発が行いやすい特区を申請するなど、全国から企業誘致できる方策を考えてはどうか。	企業誘致について、本計画に具体を記載することは見送ったが、都市整備の方針において、未利用地への工業系企業誘致や、需要に応じた新たな工業適地の確保を記載した。
36	虎姫地域	合併して特に虎姫地域の観光が衰退しているように感じる。できれば、長浜地域にお越しの観光客の方々に北部の方まで足を運んでいただけるような取組をしていただきたい。	鉄道やバスの連携による観光客の利便性向上について、方針を示した。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
37	虎姫地域	虎姫地域には、河川の危険区域に指定されているところがあり、一次避難所として虎御前山が指定されているが、そこまでの避難道路もないので、なんとかしていただきたい。	河川整備の方針として、姉川をはじめとする一級河川の治水対策の促進を盛り込んだ。
38	虎姫地域	公共交通について、市は路線バス等に補助を出していると思うが、乗車数は限りなく少ないと思う。路線の見直しをするべきではないか。	交通施設・道路の整備の方針の中で、バス交通は利用者ニーズに応じて整備・維持にあたることを示した。
39	湖北地域	道路や小・中学校、文化ホールなどの都市基盤整備については、長浜地域を基準として考えるだけでなく、長浜市全域で考え、それぞれの地域で整備・維持を進めてほしい。	地域別構想として、各地域の特性に応じた整備方針を示した。
40	湖北地域	青地（農振農用地）のままでは発展できない。孫世代まで3世帯4世帯が近くに家を建てる場所ができるようにするためにも、白地にしてほしい。	農振区域については、農業振興法によるため、本計画での記載は見送ったが、農地・集落地の整備方針として、集落の人口維持のために自己用住宅建築の規制緩和などを記載した。
41	湖北地域	田園居住地域の地域課題の中に小谷城スマートインターチェンジの利活用を入れてほしい。	小谷城スマートインターチェンジ周辺では、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた新しい農林業ビジネスの創出を促すことを重点的取組に掲げた。
42	湖北地域	非線引き都市計画区域は3000㎡未満の土地について無許可の開発ができるということだが、乱開発のおそれはないのか。	特定用途制限地域等の指定などを検討し、良好な住環境の形成についての方針を記載した。
43	湖北地域	小谷城スマートインターチェンジが開通して、より他府県から集客できるような施設を誘導する、というようなことを市の計画として示すべきではないか。	小谷城スマートインターチェンジ周辺では、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた新しい農林業ビジネスの創出を促すことを重点的取組に掲げた。
44	高月地域	大層な計画を行うよりも、今あるものの維持保全や、現状の問題解決を望む。	目標として、今あるストックの活用を図る旨記載した。
45	高月地域	農地保全のために、拘束力をもつ仕組みをつくってほしい。	農地保全の方針を明確に打ち出すとともに、特定用途制限地域等の新しい規制の導入方針を明記した。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
46	高月地域	散発的なミニ開発が積み重なり、道路がうまく繋がっていないというような計画性のない団地が形成されている。しっかりとした構想がないままに開発されてしまう不安がある。	区域区分が定められていない都市計画区域内の集落地において開発を行う際、良好な居住環境を守る方策が講じられるように事業者への指導に努める旨、土地利用の基本方針へ記載した。
47	高月地域	高月地域内の中学校跡地の利用について、市から跡地利用に関する提案を求められたが、どの提案についても却下された。市として、使い方の方針があれば示していただきたい。	地域別構想において、高月中学校跡地の有効活用に向けた計画策定を記載した。
48	木之本地域	獣害が深刻な問題である。森林で生計を立てることができなくなっていることを踏まえ、獣害を防ぐための森林整備に取り組んでほしい。	獣害について、直接、都市マスで言及することは難しいが、豊かな森林を保全する方針については、盛り込んだ。
49	木之本地域	民間である平和堂（木之本店）が、将来いつまで残るかは疑問がある。山間部の地域にコンビニのような役割を持った商業施設を施策として設置することで、集落の維持を図ることが大事だと思う。	地域別整備方針の中で、山間地域の生活を支えるための「小さな拠点形成の検討」を盛り込んだ。
50	木之本地域	地域医療のため、診療所について、地域ごとに誘致することを考えてほしい。	都市づくりの目標において、「地域医療の充実」等を通して快適に暮らせる都市を目指すことを盛り込んだ。
51	木之本地域	公共交通が苦しい状況に対し、デマンドバスを考えることなども大切。	交通施設・道路の整備の方針で、デマンド型の公共交通としてバス、タクシー等の手段を使い分け、最適なネットワーク形成を目指すことを盛り込んだ。
52	木之本地域	まず生業、どのように生計を立てるかが一番で、そこから考えていく必要がある。農業・林業・商業などを横断的に行政でやっていただかないと、都市計画だけではまちづくりは機能しない。	農業・林業・商業などを考慮した都市整備の方針とした。
53	木之本地域	賤ヶ岳、木之本地藏院、鶏足寺などを活用し、観光に力を入れてほしい。	木之本地域における観光機能の強化を重点施策として明記し、地域別構想においても、木之本宿周辺整備や鶏足寺等の歴史・文化資源の保全活用を明記した。

No.	地域	ご意見等	意見反映状況
54	木之本地域	公共交通機関が18時以降少ない。長浜の駅前には子供の送迎が多く、危険であるため、駅東口の再整備。	交通施設・道路の整備の方針として、利用者ニーズを踏まえたバス交通網の整備・維持及び駅へのアクセス道路における歩行者の安全性確保に取り組む旨を記載した。
55	木之本地域	旧町単位の誘致によって北部に工場（ヤンマー、日本電気硝子）ができた。今後は、北部地域の雇用創出が難しいため、過疎化がさらに進むことになる。市北部にも企業誘致を考えてほしい。	企業誘致について、具体を本計画に記載することは見送ったが、都市整備の方針において、需要に応じた新たな工業適地の確保を記載した。
56	木之本地域	長浜市北部は自然景観や歴史文化に恵まれた観光資源があるという印象がある。たとえば鶏足寺は、地元でも観光客の多い場所であるが、観光客数の増加が見込めたとしても、現在のままの姿で残してほしい。大規模な道路や駐車場等の開発はすべきでないと考えている。	木之本地域における観光機能の強化を重点施策として明記し、地域別構想においても、木之本宿周辺整備や鶏足寺等の歴史・文化資源の保全活用を明記した。
57	木之本地域	森林の保全維持について、杉林が放置されているため活用を考えてほしい。過疎化が進んでいるからといって放っておいては存続することができない。他市（岐阜県）や大企業（トヨタ）は林業に若者が参加できるような事業をされていると聞いているので、それを参考に、少子化や獣害対策になるような政策を長浜市も進めていただきたい。	獣害について本計画で言及することは難しいが、その防止に向けて、豊かな森林を保全する方針を素案に盛り込んだ。
58	木之本地域	少子化による問題について、若者は大学を出ると、田舎に仕事がないため戻ってこない。そのため、特に地域のものづくりの衰退を懸念している。長浜市で働いてもらうためには、特色ある中小企業のような、専門性を生かせる場がないことが問題である。また、長浜市内の高校はほとんどが普通科であり、専門性がないため、大学に行き都市部に残るといった若者が多くなる原因になっていることも問題である。市は教育を絡めた産業分野の対策をしてもらいたい。	都市づくりの理念において、「学び」の充実等を通して快適に暮らせる都市を目指すことを盛り込んだ。

(2) 市民説明会の主な意見対応表

No.	会場	ご意見等	意見反映状況
1	公立木之本公民館	北部地域の住宅地整備についてあまり書かれていない。田村駅周辺は施策を打たなくても人口が増加すると考えられるため、北部でこそ施策を打つ必要があるのではないかと。例えば、木之本地域や高月地域での人口増加施策はできないか。	非線引き都市計画区域であるため、都市計画事業を行うといったことは予定していないが、用途地域等の設定により住居地への誘導を図ることを本計画に明記。
2	公立木之本公民館	長浜市には9つ駅があり、「長浜駅周辺」や「田村駅周辺」という言葉は見られるが、他の駅周辺の整備についても、もう少し考え方を示しても良いように思う。	「交通施設・道路の整備方針」において、各駅の整備方針を明記。
3	公立木之本公民館	公共交通の再編とあるが、北部ではバスが減っているという現状がある。地域ごとに意見はあると思うが、もっと具体的な記載をしてほしい。	公共交通の再編については、「都市づくりの課題」や「重点的取組」、「交通施設・道路の整備方針」において追記。
4	公立木之本公民館	北部ではバスが減っているということもあり、高齢者にも配慮した整備が必要ではないか。	「交通施設・道路の整備方針」において、高齢者に配慮したバス交通とすることを追記。
5	公立木之本公民館	西浅井地域では、バス路線が1日6本から3本に減ってしまった。特に高齢者にとってバスというのは買い物や通院に必要な、生活の生命線であるため、現状をなんとかしてほしい。	西浅井地域圏の「交通施設・道路の整備方針」において、公共交通体系の見直しを明記。
6	公立木之本公民館	大浦川の川床が上がってきており、決壊のおそれがあるため対策してほしい。	「重点的取組」として河川整備を掲げるとともに、地域別整備方針にも明記。
7	公立木之本公民館	丹生ダムについてはもうすぐ結論が出るため、それを踏まえた方針にした方が良いのではないかと。	H28年7月に中止決定がされ、これを本計画に反映した。
8	公立木之本公民館	田川については、カルバートがおおよそ50年間改修されていないことなどから、変化する状況を合わせて、改修整備を考えていくべきだと思う。	「重点的取組」として、河川整備計画に基づいた河川整備を明記。
9	長浜市役所湖北支所	小谷城スマートインターチェンジ周辺や河毛駅近くの農村工業導入地域の土地利用は具体的にはどのようになるのか市民に示してほしい。また、国道365号沿いで湖北とつながる浅井地域でもそういったことを整備方針に書くべきではないか。	小谷城スマートインターチェンジ周辺の土地利用については、びわ・虎姫・湖北地域圏の「土地利用方針」に追記するとともに、浅井地域圏、木之本・高月地域圏にも追記。

No.	会場	ご意見等	意見反映状況
10	長浜市役所湖北支所	長浜市全体の構想内容はよく理解できた。できれば、それぞれの地域の意見をもっと聞き出し、全体構想に反映してほしい。	説明会の後に、パブリックコメントを行い、この意見を本計画に反映した。
11	虎姫公民館	工場が全て建てられないとなると困る。例えば、床面積が1,000～1,500㎡程度の大きさの小さな工場等は建てられるようにして、市民の権利が守られるようにしていただきたい。	特定用途制限地域については、良好な居住環境と田園集落を守るために必要な最小限度のものとした。
12	びわ公民館	特定用途制限地域を設定することで、大規模な商業施設や工場などの立地が制限されるとのことだが、小さな事務所などは建てられるようになると良いと思う。	特定用途制限地域については、良好な居住環境と田園集落を守るために必要な最小限度のものとした。
13	長浜市役所本庁舎	合併して市域が拡大したこともあり、長浜駅前を中心としたまちづくりを行うことは良いが、裁判所や警察署、税務署等を移転するなど国、県とうまく連携してまちづくりを進められないか。	本計画において、「集約型多核都市構造」を目指すこととしており、県や国にもこの都市機能集約に向けた働きかけ等を今後行っていく。
14	長浜市役所本庁舎	長浜駅前の整備が十分にできていない状況で、他の地域においても整備ができるのかは疑問であり、長浜市の人口が増えるような整備計画にしていきたい。	人口減少に対応した都市構造として、中心市街地への都市機能の集約と地域生活拠点の維持向上を基本とした「集約型多核都市構造」を目指しており、これに沿った都市整備の方針としている。
15	長浜市役所本庁舎	自治会の役割や重要性についても都市計画マスタープランの中で記載してほしい。	都市づくりの理念の1つとして、地域コミュニティの維持を掲げているとともに、地域区分の設定についても自治会の活動範囲に配慮したものである。 また、第4部において、市民参加のまちづくりについてスキーム等を掲げている。
16	長浜市役所本庁舎	地域の核づくりをするために、開発しやすい地区を決めて商業施設や学校・幼稚園の整備を進めて買い物しやすいとか子育てしやすいといった地域の魅力づくりをしていかないと人は増えないのではないか。	都市機能の集約させる地区として中心市街地核と、地域における生活機能の集約地区として地域生活拠点を設定している。

(3) パブリックコメントの主な意見対応表

No.	ご意見等	意見反映状況
1	全体をもっと誰もが手軽に読みやすく解りやすい構成に変更すべきです。	誰もが手軽に読みやすく解りやすいものとするため、レイアウト等に工夫をこらしたものとしました。
2	土地利用種別面積については、各圏域・および地域地区についても明記し分析出来るよう記載すべきではないか。	土地利用種別面積等の地域ごとの詳細データについては、国勢調査や都市計画基礎調査等のデータをもとに資料編として別に記載した。
3	し尿・火葬・ごみの施設の検討が必要なことを記載する必要があるのではないか。	汚物処理場、廃棄物処理施設及び火葬場について、老朽化等の課題があると認識しており、本計画に、この整備方針について新たに追記した。
4	雇用の場である事業所数も年々減少しており、従業者数も減少傾向にあります。さらに、本市には、これまでに整備された工業団地を含む工業用地に大きな余裕がある状況ではない一方、既存の工業地においては、老朽化した工場や空き工場が増加しており、広大な地域の活用や基盤の機能強化を求める企業ニーズへの対応が求められています。 なぜ既存の旧湖北町の農工団地を記載しないのか。	農村地域工業等導入地区についても工業地としての方針を明示するべきと考え、「びわ・虎姫・湖北地域圏」の土地利用方針に「既存の農村地域工業等導入地区については、農業と工業等との均衡ある発展に努めます。」を追記した。
5	「平成29年春に供用開始となる小谷城スマートインターチェンジ周辺において、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた産業集積による地域活性化に向け、新しい農林業ビジネスの創出のために必要となる調査・分析を行い、その具体となる事業計画を策定します。」との記載がありますが当該マスタープランにその土地利用を示す方針等具体的に示すべきではありませんか。 それとも事業計画は、課題や構想ですか。	都市計画マスタープランは、長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものであり、個別の施策の具体的な内容は個別計画で示していくこととするが、ご意見の部分については、計画策定が目標ととられかねないため、「平成29年春に供用開始となる小谷城スマートインターチェンジ周辺において、必要な調査・分析を行い、農林業、食品加工、飲食等を組み合わせた新しい農林業ビジネスの創出を促します。」と改めた。
6	農村下水道の統廃合を明記する必要があるのではないか。	「3 上下水道施設・河川の整備の方針」における「②下水道 1)汚水」部分について、「生活様式の変化に伴う汚水量の増加に対する施設整備」を「未普及箇所の施設整備」と、「施設の統廃合や」を「農業集落排水処理施設の公共下水道への接続及び統廃合をはじめ、」と改めた。

No.	ご意見等	意見反映状況
7	「長浜新川は、快適な都市環境づくりの一翼を担うみどりのシンボル軸として、整備を推進します。」とあるが、健康と憩いの場としての整備必要と記載すべきではないか。	みどりには健康推進と憩いの場としての側面があることから、「また、健康推進と憩いの場として、」を追記した。
8	長浜新川の整備により、市道永久寺山階線の整備や市民球場の移転整備等の検討が必要となると明記する必要があるのではないか。	南北郷里地域圏における「⑤その他都市施設」の課題として、「長浜新川の本川計画の整備促進にあつては、あわせて計画線にかかる市道や公共施設の移転等を検討する必要があります。」を追記した。

長浜市都市計画マスタープラン

資料編

平成 28 年 12 月改定版

長浜市都市建設部都市計画課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL : 0749-65-6562 FAX : 0749-65-6760

<http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

(H29年4月からは「<http://www.city.nagahama.lg.jp/>」となります。)